

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編	茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編		
目次	目次		
1 総則	1 総則		
第1節 目的 …………… 1	第1節 目的 …………… 1		
第2節 県土の自然条件 …………… 3	第2節 県土の自然条件 …………… 3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 18	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 18		
2 風水害対策計画	2 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全 …………… 26	第1節 県土の保全 …………… 26		
第2節 土砂災害防止対策 …………… 32	第2節 土砂災害防止対策 …………… 32		
第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 36	第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 36		
第4節 都市防災 …………… 37	第4節 都市防災 …………… 37		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 38	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 38		
第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>39</u>	第6節 農地・農業の安全対策 …………… <u>40</u>		
第7節 気象業務整備 …………… 41	第7節 気象業務整備 …………… 41		
第8節 情報通信設備等の整備 …………… 41	第8節 情報通信設備等の整備 …………… 41		
第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45	第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45		
第10節 火災予防 …………… 45	第10節 火災予防 …………… 45		
第11節 防災知識の普及 …………… 48	第11節 防災知識の普及 …………… 48		
第12節 防災訓練 …………… 51	第12節 防災訓練 …………… 51		
第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>53</u>	第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>54</u>		
第14節 要配慮者支援 …………… 57	第14節 要配慮者支援 …………… 57		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織 …………… 60	第1節 組織 …………… 60		
第2節 動員 …………… <u>68</u>	第2節 動員 …………… <u>69</u>		
第3節 気象情報等計画 …………… <u>68</u>	第3節 気象情報等計画 …………… <u>69</u>		
第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>78</u>	第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>81</u>		
第5節 通信 …………… <u>86</u>	第5節 通信 …………… <u>89</u>		
第6節 広報 …………… <u>94</u>	第6節 広報 …………… <u>97</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第7節 消防活動 ..... <a href="#">98</a>	第7節 消防活動 ..... <a href="#">101</a>		
第8節 水防 ..... <a href="#">101</a>	第8節 水防 ..... <a href="#">104</a>		
第9節 災害警備 ..... <a href="#">105</a>	第9節 災害警備 ..... <a href="#">110</a>		
第10節 交通計画 ..... <a href="#">106</a>	第10節 交通計画 ..... <a href="#">109</a>		
第11節 避難 ..... <a href="#">113</a>	第11節 避難 ..... <a href="#">116</a>		
第12節 食糧供給 ..... <a href="#">117</a>	第12節 食糧供給 ..... <a href="#">120</a>		
第13節 衣料・生活必需品等供給 ..... <a href="#">120</a>	第13節 衣料・生活必需品等供給 ..... <a href="#">123</a>		
第14節 給水 ..... <a href="#">122</a>	第14節 給水 ..... <a href="#">126</a>		
第15節 要配慮者安全確保対策 ..... <a href="#">123</a>	第15節 要配慮者安全確保対策 ..... <a href="#">126</a>		
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ..... <a href="#">125</a>	第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ..... <a href="#">129</a>		
第17節 医療・助産 ..... <a href="#">125</a>	第17節 医療・助産 ..... <a href="#">129</a>		
第18節 防疫 ..... <a href="#">128</a>	第18節 防疫 ..... <a href="#">131</a>		
第19節 災害廃棄物の処理 ..... <a href="#">129</a>	第19節 災害廃棄物の処理 ..... <a href="#">133</a>		
第20節 死体の捜索及び処理埋葬 ..... <a href="#">130</a>	第20節 死体の捜索及び処理埋葬 ..... <a href="#">134</a>		
第21節 障害物の除去 ..... <a href="#">133</a>	第21節 障害物の除去 ..... <a href="#">137</a>		
第22節 輸送 ..... <a href="#">134</a>	第22節 輸送 ..... <a href="#">138</a>		
第23節 労務計画 ..... <a href="#">136</a>	第23節 労務計画 ..... <a href="#">140</a>		
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 ..... <a href="#">136</a>	第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 ..... <a href="#">140</a>		
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 ..... <a href="#">139</a>	第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 ..... <a href="#">143</a>		
第26節 応援・受援 ..... <a href="#">150</a>	第26節 応援・受援 ..... <a href="#">154</a>		
第27節 農地農業 ..... <a href="#">155</a>	第27節 農地農業 ..... <a href="#">159</a>		
第28節 電力施設の復旧 ..... <a href="#">156</a>	第28節 電力施設の復旧 ..... <a href="#">161</a>		
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 ..... <a href="#">157</a>	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 ..... <a href="#">162</a>		
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 ..... <a href="#">159</a>	第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 ..... <a href="#">164</a>		
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ..... <a href="#">160</a>	第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ..... <a href="#">165</a>		
第32節 郵政事業に係る措置 ..... <a href="#">160</a>	第32節 郵政事業に係る措置 ..... <a href="#">165</a>		
<b>第3章 災害復旧計画</b>	<b>第3章 災害復旧計画</b>		
第1節 公共施設の災害復旧 ..... <a href="#">162</a>	第1節 公共施設の災害復旧 ..... <a href="#">167</a>		
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ..... <a href="#">164</a>	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ..... <a href="#">169</a>		
第3節 災害復旧資金 ..... <a href="#">168</a>	第3節 災害復旧資金 ..... <a href="#">173</a>		
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ..... <a href="#">169</a>	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ..... <a href="#">174</a>		
第5節 その他の保護計画 ..... <a href="#">181</a>	第5節 その他の保護計画 ..... <a href="#">185</a>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第6節 防災関係機関の復旧計画 …… <u>182</u>	第6節 防災関係機関の復旧計画 …… <u>188</u>		
<b>3 海上災害対策計画</b>	<b>3 海上災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 海上交通安全の確保 …… <u>186</u>	第1節 海上交通安全の確保 …… <u>190</u>		
第2節 船舶の安全な運行の確保 …… <u>186</u>	第2節 船舶の安全な運行の確保 …… <u>190</u>		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… <u>187</u>	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… <u>191</u>		
第4節 緊急輸送活動への備え …… <u>189</u>	第4節 緊急輸送活動への備え …… <u>193</u>		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… <u>189</u>	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… <u>193</u>		
第6節 災害復旧への備え …… <u>189</u>	第6節 災害復旧への備え …… <u>193</u>		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>190</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>194</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>191</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>195</u>		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>194</u>	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>198</u>		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>195</u>	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>199</u>		
第5節 緊急輸送の確保 …… <u>198</u>	第5節 緊急輸送の確保 …… <u>202</u>		
第6節 治安の維持 …… <u>199</u>	第6節 治安の維持 …… <u>203</u>		
第7節 応援の要請 …… <u>199</u>	第7節 応援の要請 …… <u>203</u>		
第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>199</u>	第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>203</u>		
<b>4 航空災害対策計画</b>	<b>4 航空災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の航空状況 …… <u>201</u>	第1節 茨城県の航空状況 …… <u>205</u>		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>201</u>	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>205</u>		
第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>201</u>	第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>205</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <u>202</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <u>206</u>		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>205</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>209</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>207</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>211</u>		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… <u>210</u>	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… <u>214</u>		
第4節 <u>避難勧告</u> 、避難指示（ <u>緊急</u> ）、誘導 …… <u>212</u>	第4節 _____ 避難指示 _____、誘導 …… <u>215</u>		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>212</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>215</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">213</a>	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">216</a>		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… <a href="#">213</a>	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… <a href="#">216</a>		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">213</a>	第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">216</a>		
<b>5 鉄道災害対策計画</b>	<b>5 鉄道災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の鉄道状況 …… <a href="#">215</a>	第1節 茨城県の鉄道状況 …… <a href="#">218</a>		
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <a href="#">216</a>	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… <a href="#">219</a>		
第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <a href="#">216</a>	第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… <a href="#">219</a>		
第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <a href="#">217</a>	第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… <a href="#">220</a>		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">217</a>	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">220</a>		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">221</a>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">224</a>		
第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">222</a>	第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">225</a>		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">225</a>	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">228</a>		
第4節 <u>避難勧告</u> 、避難指示（ <u>緊急</u> ）、誘導 …… <a href="#">226</a>	第4節 <u>                        </u> 避難指示 <u>                        </u> 、誘導 …… <a href="#">229</a>		
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… <a href="#">226</a>	第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… <a href="#">229</a>		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">227</a>	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">230</a>		
第7節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">227</a>	第7節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">230</a>		
<b>第3章 災害復旧</b> …… <a href="#">228</a>	<b>第3章 災害復旧</b> …… <a href="#">231</a>		
<b>6 道路災害対策計画</b>	<b>6 道路災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 茨城県の道路交通状況 …… <a href="#">229</a>	第1節 茨城県の道路交通状況 …… <a href="#">232</a>		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <a href="#">230</a>	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… <a href="#">233</a>		
第3節 道路施設等の管理と整備 …… <a href="#">230</a>	第3節 道路施設等の管理と整備 …… <a href="#">233</a>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">230</a>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">233</a>		
第5節 防災知識の普及 …… <a href="#">233</a>	第5節 防災知識の普及 …… <a href="#">236</a>		
第6節 再発防止対策の実施 …… <a href="#">233</a>	第6節 再発防止対策の実施 …… <a href="#">236</a>		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">234</a>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">237</a>		
第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">235</a>	第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">238</a>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">239</a>	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">242</a>		
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… <a href="#">239</a>	第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… <a href="#">242</a>		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… <a href="#">240</a>	第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… <a href="#">243</a>		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… <a href="#">240</a>	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… <a href="#">243</a>		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">240</a>	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">243</a>		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">241</a>	第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">244</a>		
<b>第3章 災害復旧 …… <a href="#">241</a></b>	<b>第3章 災害復旧 …… <a href="#">244</a></b>		
<b>7 危険物等災害対策計画</b>	<b>7 危険物等災害対策計画</b>		
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… <a href="#">242</a>	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… <a href="#">245</a>		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… <a href="#">245</a>	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 …… <a href="#">248</a>		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… <a href="#">246</a>	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… <a href="#">249</a>		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… <a href="#">248</a>	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… <a href="#">251</a>		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… <a href="#">249</a>	第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… <a href="#">252</a>		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 <a href="#">250</a>	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 <a href="#">253</a>		
<b>第2章 災害応急対策</b>	<b>第2章 災害応急対策</b>		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… <a href="#">251</a>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… <a href="#">254</a>		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… <a href="#">255</a>	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… <a href="#">258</a>		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… <a href="#">258</a>	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 …… <a href="#">261</a>		
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 …… <a href="#">261</a>	第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 …… <a href="#">264</a>		
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… <a href="#">265</a>	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… <a href="#">268</a>		
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… <a href="#">266</a>	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… <a href="#">269</a>		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… <a href="#">267</a>	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… <a href="#">270</a>		
第8節 避難誘導対策 …… <a href="#">268</a>	第8節 避難誘導対策 …… <a href="#">271</a>		
第9節 捜索・救出・救助対策 …… <a href="#">269</a>	第9節 捜索・救出・救助対策 …… <a href="#">272</a>		
第10節 応援要請対策 …… <a href="#">269</a>	第10節 応援要請対策 …… <a href="#">272</a>		
第11節 医療救護対策 …… <a href="#">269</a>	第11節 医療救護対策 …… <a href="#">272</a>		
第12節 緊急輸送の確保 …… <a href="#">269</a>	第12節 緊急輸送の確保 …… <a href="#">272</a>		
<b>8 大規模な火事災害対策計画</b>	<b>8 大規模な火事災害対策計画</b>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… <a href="#">271</a></p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… <a href="#">272</a></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え …… <a href="#">272</a></p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… <a href="#">274</a></p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">275</a></p> <p>第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">276</a></p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">279</a></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <a href="#">279</a></p> <p>第5節 避難の受入れ …… <a href="#">280</a></p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… <a href="#">280</a></p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">280</a></p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">281</a></p> <p><b>第3章 災害復旧</b> …… <a href="#">281</a></p>	<p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>第1節 災害に強いまちづくり …… <a href="#">274</a></p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… <a href="#">275</a></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え …… <a href="#">275</a></p> <p>第4節 防災知識等の普及 …… <a href="#">277</a></p> <p><b>第20章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">278</a></p> <p>第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">279</a></p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">282</a></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <a href="#">282</a></p> <p>第5節 避難の受入れ …… <a href="#">283</a></p> <p>第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… <a href="#">283</a></p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">283</a></p> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 …… <a href="#">284</a></p> <p><b>第3章 災害復旧</b> …… <a href="#">284</a></p>		
<p><b>9 林野火災対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… <a href="#">282</a></p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… <a href="#">282</a></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">282</a></p> <p>第4節 防災活動の促進 …… <a href="#">285</a></p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">285</a></p> <p>第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">287</a></p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">289</a></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… <a href="#">291</a></p> <p>第5節 避難の受入れ …… <a href="#">291</a></p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 …… <a href="#">291</a></p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">291</a></p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… <a href="#">292</a></p>	<p><b>9 林野火災対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり …… <a href="#">285</a></p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… <a href="#">285</a></p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <a href="#">285</a></p> <p>第4節 防災活動の促進 …… <a href="#">288</a></p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <a href="#">288</a></p> <p>第2節 活動体制の確立 …… <a href="#">290</a></p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… <a href="#">292</a></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… <a href="#">294</a></p> <p>第5節 避難の受入れ …… <a href="#">294</a></p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 …… <a href="#">294</a></p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… <a href="#">294</a></p> <p>第8節 二次災害の防止活動 …… <a href="#">295</a></p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>1 総則 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 関東総合通信局</p> <p>1 <u>非常無線通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 <u>(新設)</u></p> <hr/> <p>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。</p> <p>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p> <p>関東地方整備局</p> <p>12 <u>【追加】</u> <u>【追加】</u></p> <hr/> <p><u>【追加】</u></p> <p>15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</p>	<p>1 総則 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 関東総合通信局</p> <p>1 <u>非常通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>2 <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること</u></p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p> <p>関東地方整備局</p> <p>12 <u>河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。</u></p> <p>13 <u>大規模災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。</u></p> <p>14 <u>大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。</u></p> <p>15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</p>	<p>19</p> <p>20</p> <p>21</p>	<p>誤記修正、組織改編 （関東総合通信局）</p> <p>内容追記 （案等地方整備局常陸河川国道事務所）</p> <p>内容修正 （水戸地方気象台）</p>
<p>東京管区気象台（水戸地方気象台）</p> <p>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u></p> <p>2 <u>気象、地象（地震にあつては地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</u></p> <p>3 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関すること。</u></p>	<p>東京管区気象台（水戸地方気象台）</p> <p>1 <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p>2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p>3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p>4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p>		



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>4 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u>  <u>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u>  <u>6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></p> <p>第5 指定公共機関  <u>東京瓦斯株式会社</u></p> <p>2 風水害対策計画            第1章 災害予防            第1節 県土の保全            第1 治山治水計画            1 治山計画            (1) 森林の概況            本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万<u>9</u>千haで県土の約1/3を占めている。近年、産業の発展等による土地利用が進み県民の生活圏が山地や海岸へと広がりつつある。このため、台風や豪雨による山腹の崩壊や波浪等による海岸防災林の浸食等、災害の危険性が增大する傾向にあり、治山施設の整備が急務となっている。            (2) 治山施設の整備            県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で<u>1,242</u>箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和<u>2</u>年3月末現在)            山地災害危険地区 (民有林) <u>1,181</u>箇所</p> <p>2 保安林整備計画            (1) 保安林の概況            森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。</p>	<p><u>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p> <p>第5 指定公共機関  <u>東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社</u></p> <p>2 風水害対策計画            第1章 災害予防            第1節 県土の保全            第1 治山治水計画            1 治山計画            (1) 森林の概況            本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万<u>8</u>千haで県土の約1/3を占めている。近年、産業の発展等による土地利用が進み県民の生活圏が山地や海岸へと広がりつつある。このため、台風や豪雨による山腹の崩壊や波浪等による海岸防災林の浸食等、災害の危険性が增大する傾向にあり、治山施設の整備が急務となっている。            (2) 治山施設の整備            県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で<u>1,247</u>箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和<u>4</u>年3月末現在)            山地災害危険地区 (民有林) <u>1,186</u>箇所</p> <p>2 保安林整備計画            (1) 保安林の概況            森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。</p>	<p>23</p> <p>26</p>	<p>会社の分社化            (東京ガスネットワーク株式会社)</p> <p>時点修正            (林業課)</p>



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。 令和<u>元</u>年度末現在で、民有保安林 <u>17,888</u>ha、国有保安林 <u>38,025</u>ha、計 <u>55,913</u>ha の保安林が配備されている。</p> <p>3 河川改修 (2) 河川改修事業 イ 補助河川改修事業 河川改修事業として<u>恋瀬川外 3 2 河川</u>、特定構造物改築事業として八間堰水文外 1 1 施設で整備中である。</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策 3 洪水浸水想定区域の指定 (1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された<u>_____</u> <u>_____</u>河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>4 避難体制等の整備 (1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」<u>_____</u>等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(4) 市町村は、<u>災害発生情報</u>、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を躊躇なく発令できるよう、「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」及び「<u>避難勧告等</u>」の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交</p>	<p>これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。 令和<u>3</u>年度末現在で、民有保安林 <u>17,941</u>ha、国有保安林 <u>38,025</u>ha、計 <u>55,966</u>ha の保安林が配備されている。</p> <p>3 河川改修 (2) 河川改修事業 イ 補助河川改修事業 河川改修事業として<u>廻沼川外 3 9 河川</u>、特定構造物改築事業として八間堰水文外 1 1 施設で整備中である。</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策 3 洪水浸水想定区域の指定 (1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された<u>河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する</u>河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>4 避難体制等の整備 (1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」<u>「流域治水協議会」</u>等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>(4) 市町村は、<u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示_____</u>、<u>_____</u>、<u>_____</u> <u>高齢者等避難_____</u>を躊躇なく発令できるよう、「<u>避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」及び「<u>避難情報_____</u>」の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交</p>	<p>26</p> <p>28</p> <p>30</p> <p>30</p> <p>31</p>	<p>時点修正 （林業課）</p> <p>時点修正 （河川課）</p> <p>法改正 （河川課）</p> <p>防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課） （河川課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<b>屋内安全確保</b>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>※ 資料7-1 防災気象情報と警戒レベル 資料7-2 <b>避難勧告等</b>の発令に係る基本的考え方</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難<b>勧告</b>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難<b>勧告</b>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>また、避難<b>勧告</b>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<b>勧告</b>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<b>勧告</b>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策 (3) 市町村は、<b>災害発生情報</b>、避難指示<b>（緊急）</b>、<b>避難勧告</b>、<b>避</b></p>	<p>通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<b>緊急安全確保</b>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>※ 資料7-1 防災気象情報と警戒レベル 資料7-2 <b>避難情報</b>の発令に係る基本的考え方</p> <p>(5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難<b>指示</b>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難<b>指示</b>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>また、避難<b>指示</b>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<b>指示</b>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<b>指示</b>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>第2節 土砂災害防止対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策 (3) 市町村は、<b>緊急安全確保</b>、<b>避難指示</b>_____、_____、_____</p>	<p>31</p> <p>31</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p> <p>法改正 (防災・危機管理課) (河川課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>難準備・高齢者等避難開始</u>等について、「避難<u>勧告</u>等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の発表 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に<u>達すると予測される</u>とき。 【解除】 <u>予測雨量等による計算値</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと<u>予測</u>されるとき。</p> <p>4 土砂災害警戒情報の活用 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難<u>勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な避難<u>勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>勧告</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>高齢者等避難</u>等について、「避難<u>情報</u>に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の発表 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に<u>達した</u>とき。 【解除】 <u>実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと<u>予想</u>されるとき。</p> <p>4 土砂災害警戒情報の活用 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難<u>指示</u>等を発令することを基本とした具体的な避難<u>指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>指示</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 <u>なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p>33</p> <p>36</p> <p>36</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>土砂災害防止対策基本方針及び茨城県土砂災害警戒情報に関する実施要領との整合を図るため （水戸地方気象台）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第4節 都市災害</p> <p><u>3 建築基準法第22条に基づく区域指定</u> 防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。</p> <p>4 災害危険区域の指定</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 都市計画事業の推進</u> 市町村は、災害に未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。</p>	<p>第4節 都市災害</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 災害危険区域の指定</p> <p><u>5 強風による落下防止対策</u> 地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</p> <p><u>6 都市計画事業の推進</u> 市町村は、災害に未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。 なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p>	<p>38</p> <p>38</p> <p>38</p>	<p>時点修正 (建築指導課)</p> <p>時点修正 (建築指導課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)</p>
<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>5 文化財保護 防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。</p>	<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>5 文化財保護 防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。</p>	<p>39</p>	<p>文言の整理 (文化課)</p>
<p>第6節 農地・農業の安全対策</p> <p>第1 農地計画</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p> <p>※資料 22-2 (防災重点<u>          </u>ため池一覧)</p>	<p>第6節 農地・農業の安全対策</p> <p>第1 農地計画</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p> <p>※資料 22-2 (防災重点<u>農業用</u>ため池一覧)</p>	<p>40</p>	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法と整合を図るため (農村計画課)</p>
<p>第7節 気象業務整備</p> <p>水戸地方气象台の対応等</p>	<p>第7節 気象業務整備</p> <p>水戸地方气象台の対応等</p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>4. 市町村が行う避難<u>勧告</u>等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>第11節 防災知識の普及 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及すべき防災知識の内容 5) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>、避難指示（緊急）及び<u>災害発生情報</u>の内容と5段階の警戒レベル情報の意味 6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性</p> <p><u>【追加】</u></p> <hr/> <p><u>7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</u></p> <p><u>12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <hr/> <p><u>【追加】</u></p> <hr/> <p>13) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</p> <p>(5) 住民参加型ワークショップの開催 県、市町村、防災関係機関は、主に<u>治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを</u></p>	<p>4. 市町村が行う避難<u>指示</u>等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>第11節 防災知識の普及 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及すべき防災知識の内容 5) _____<u>高齢者等避難_____、避難指示_____</u>及び<u>緊急安全確保</u>の内容と5段階の警戒レベル情報の意味 6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性 <u>7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動</u> <u>8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</u> <u>9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> <u>10) 自主防災組織等の地域での防災活動</u> <u>11) 要配慮者への支援協力</u> <u>12) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）</u> <u>13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</u> <u>14) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> <u>15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <u>16) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</u></p> <p>(5) 住民参加型ワークショップの開催 県、市町村、防災関係機関は、主に _____<u>洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域</u>の住民を対象に、<u>ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理す</u></p>	<p>41</p> <p>49</p> <p>49</p> <p>50</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>防災基本計画との整合を図るため 番号送り （防災・危機管理課）</p> <p>時点修正 （防災・危機管理課）</p>



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。</u></p> <p>第12節 防災訓練            県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練            (1) 避難訓練            1) 市町村による避難訓練            災害時における避難<u>勧告</u>及び立ち退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市町村が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て<u>毎年1回以上実施するものとする。</u></p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備            5 企業防災の促進            (1) 企業の責務            企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。<u>毎年1回以上実施するものとする。</u></p> <p>第14節 要配慮者支援            1 要配慮者利用施設の安全体制の確保            (5) 避難確保計画の策定等            (省略)            県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>毎年1回以上実施するものとする。</u></p>	<p><u>るマイ・タイムラインの作成</u>などの住民参加型ワークショップを開始し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。</p> <p>第12節 防災訓練            2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練            (1) 避難訓練            1) 市町村による避難訓練            災害時における避難<u>指示</u>及び立ち退き等の円滑、迅速、確実に期するため、市町村が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て、<u>マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年1回以上実施するものとする。</u></p> <p>第13節 防災組織等の活動体制整備            5 企業防災の促進            (1) 企業の責務            企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第14節 要配慮者支援            1 要配慮者利用施設の安全体制の確保            (5) 避難確保計画の策定等            (省略)            県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>52</p> <p>56</p> <p>58</p>	<p>備考（）は意見提出元</p> <p>法改正            (防災・危機管理課)</p> <p>内容の追加            (防災・危機管理課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため            (防災・危機管理課)</p> <p>防災基本計画との整合を図るため            (防災・危機管理課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備</p> <p>特に、市町村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、<u>避難支援計画</u>の策定をするとともに、<u>避難支援体制の整備</u>に努める。</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織</p> <p>〔総合防災体制図〕</p> <p>被災地・被災住民</p> <p>第1 県 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。 (1) 組織系統</p>	<p>2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備</p> <p>特に、市町村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、<u>予め支援者を確保するための個別避難計画</u>の策定をするとともに、<u>避難支援が必要な避難行動要支援者</u>の支援体制の整備に努める。</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 組織</p> <p>〔総合防災体制図〕</p> <p>被災地・被災住民</p> <p>第1 県 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。</p>	<p>59</p> <p>60</p>	<p>内容の追加 (防災・危機管理課)</p> <p>法改正 (防災・危機管理課)</p>



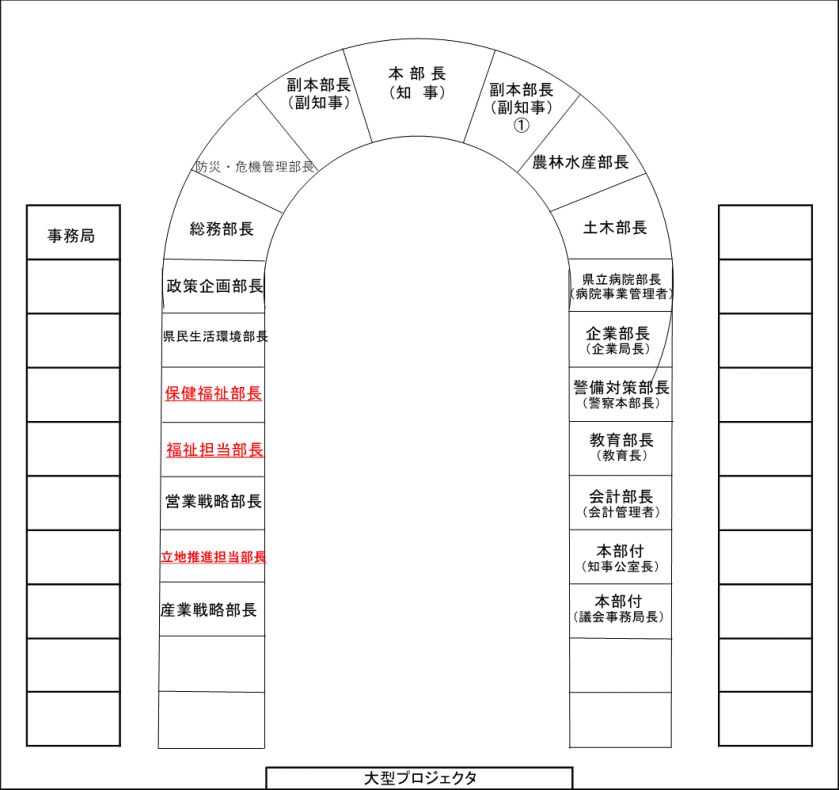
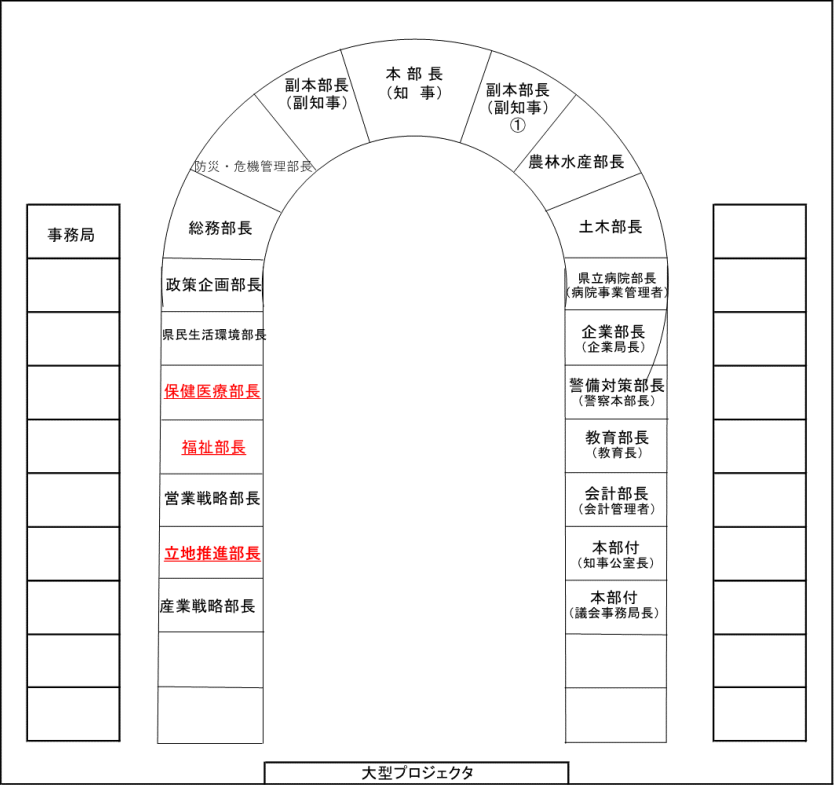
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(本 部 会 議)</p> <p>本部長 副本部長 本部長 (知事) (副知事)</p> <p>本部付 (知事公室長、議世事務局長)</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>防災会議</p> <p>(本 部 事 務 局)</p> <p>局長：防災・危機管理部長 次長：防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長</p> <p>事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班</p> <p>総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班</p> <p>政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、</p> <p>県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、環境班、廃棄物対策指導班、<u>水資源班</u></p> <p>防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班</p> <p><u>保健福祉部</u> <u>総合調整班</u>、医療対策班、<u>救助班</u>、避難行動要支援者（難病患者）支援班、<u>避難行動要支援者（高齢者）支援班</u>、<u>避難行動要支援者（障害者）支援班</u>、<u>避難行動要支援者（母子）支援班</u>、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班</p> <p>営業戦略部 <u>情報発信班</u>、<u>観光班</u>、<u>東京連絡班</u>、<u>立地推進班</u></p> <p>産業戦略部 <u>商工班</u>、<u>労務班</u></p> <p>農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班</p> <p>土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班</p> <p>会計部 会計班</p> <p>企業部 企業班</p> <p>県立病院部 県立病院班</p> <p>教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班（県警本部長が別に定める。）</p> <p>警備対策部</p>	<p>(1) 組織系統</p> <p>(本 部 会 議)</p> <p>本部長 副本部長 本部長 (知事) (副知事)</p> <p>本部付 (知事公室長、議世事務局長)</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>防災会議</p> <p>(本 部 事 務 局)</p> <p>局長：防災・危機管理部長 次長：防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長</p> <p>事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班</p> <p>総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班</p> <p>政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、<u>水道班</u></p> <p>県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、<u>女性相談班</u>、<u>環境班</u>、廃棄物対策指導班</p> <p>防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班</p> <p><u>保健医療部</u> <u>保健政策班</u>、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班</p> <p><u>福祉部</u> <u>福祉政策班</u>、<u>救助班</u>、<u>災害ボランティア支援班</u>、<u>避難行動要支援者（高齢者）支援班</u>、<u>避難行動要支援者（障害者）支援班</u>、<u>避難行動要支援者（母子）支援班</u>、<u>情報発信班</u>、<u>観光班</u>、<u>東京連絡班</u>、<u>立地推進班</u></p> <p>産業戦略部 <u>商工班</u>、<u>労務班</u></p> <p>農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班</p> <p>土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班</p> <p>会計部 会計班</p> <p>企業部 企業班</p> <p>県立病院部 県立病院班</p> <p>教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班（県警本部長が別に定める。）</p> <p>警備対策部</p>	<p>61</p>	<p>組織改編 (防災・危機管理課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
付表（抜粋） 付表				付表（抜粋） 付表				64	組織改編、脱字修正 （防災・危機管理課）
部 局 名		事前配備体制		部 局 名		事前配備体制			
		事前配備1	事前配備2			事前配備1	事前配備2		
政策企画部			政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1	政策企画部			政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1		
県民生活環境部			生活文化課 4 環境政策課 4 環境対策課 4 廃棄物対策課 3	県民生活環境部			生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1		
防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員(22) 消防安全課 全員(22) 原子力安全対策課 1		防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員(20) 消防安全課 全員(20) 原子力安全対策課 1			
保健福祉部			厚生総務課 2 疾病対策課 1 福祉指導課 1 医療政策課 2	保健医療部			保健政策課 2 健康推進課 1 医療政策課 2		
				福祉部			福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1		
営業戦略部			営業企画課 3 プロモーションチーム 2 立地整備課 1 宅地整備販売課 1	営業戦略部			営業企画課 3 プロモーションチーム 2		
				立地推進部			立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1		
土木部			監理課 2 道路建設課 2 道路維持課 4 河川課 9 港湾課 3 都市整備課 3 下水道課 2 土木・工事課所（工務所を含む） 36 （港湾事務所） 2 （下水道事務所） 2	土木部			監理課 4 道路建設課 2 道路維持課 4 河川課 9 港湾課 3 都市整備課 3 下水道課 3 土木・工事課所（工務所を含む） 36 （港湾事務所） 2 （下水道事務所） 2		
			鹿島下水道事務所 2 流域下水道事務所 2 （浄化センターを除く）				鹿島下水道事務所 2 流域下水道事務所 2 （浄化センターを除く） 流域下水道事務所の浄化センター 各2人		
			浄化センター 各4人 16						

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>2 災害警戒本部 災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。</p> <p>[災害対策本部設置の場合]</p>  <p>大型プロジェクト</p>	<p>2 災害警戒本部 災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。</p> <p>[災害対策本部設置の場合]</p>  <p>大型プロジェクト</p>	65	組織改編 (防災・危機管理課)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>[災害警戒本部設置の場合]</p> <p>本部付 防災・危機管理 部長 本部長 (副知事) ① 副本部長 (副知事) ② 防災・危機管理部 防災監 農林水産部 防災監 総務部 防災監 土木部 防災監 政策企画部 防災監 病院局 防災監 県民生活環境部 防災監 企業局 防災監 保健福祉部 防災監 警察本部 警備課長 保健福祉部 防災監 教育庁 防災監 営業戦略部 防災監 会計事務局 防災監 営業戦略部 防災監 議会事務局 次長 産業戦略部 防災監 大型プロジェクト</p>	<p>[災害警戒本部設置の場合]</p> <p>本部付 防災・危機管理 部長 本部長 (副知事) ① 副本部長 (副知事) ② 防災・危機管理部 防災監 農林水産部 防災監 総務部 防災監 土木部 防災監 政策企画部 防災監 病院局 防災監 県民生活環境部 防災監 企業局 防災監 保健医療部 防災監 警察本部 警備課長 福祉部 防災監 教育庁 防災監 営業戦略部 防災監 会計事務局 防災監 立地推進部 防災監 営業戦略部 防災監 議会事務局 次長 産業戦略部 防災監 大型プロジェクト</p>	66	組織改編 (防災・危機管理課)
<p>第3節 気象情報等計画 第1 特別警報・警報・注意報 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>」等で発表される。 なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられる</p>	<p>第3節 気象情報等計画 第1 特別警報・警報・注意報 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル</u>」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」等で発表される。 なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられる</p>	68	土砂災害防止対策基本方針及び茨城県土砂災害警戒情報に関する実施要領との整合を図るため (水戸地方气象台)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>よう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他 水戸地方气象台（気象庁）は、_____特別警報・警報・注意報_____</p> <p>_____とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。</p>	<p>よう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他 水戸地方气象台（気象庁）は、<u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合</u>には気象情報を発表する。</p>	68	気象庁推奨の言い回しと整合させるため（水戸地方气象台）
<p>ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p><u>なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</u></p>	69	気象情報の追記（水戸地方气象台）
<p>イ 記録的短時間大雨情報 <u>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を</u>観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>府県気象情報の一種として発表する</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫<u>といった</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>について、警報の「危険度分布」</u>で確認する必要がある。</p>	<p>イ 記録的短時間大雨情報 _____大雨警報発表中<u>の市町村において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（<u>1時間降水量</u>）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>された</u>ときに、<u>気象庁から発表される</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫<u>による</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>をキキクル（危険度分布）</u>で確認する必要がある。</p>	69	記録的短時間大雨情報の運用改善による（水戸地方气象台）

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元						
<p>ウ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して<u>注意を呼びかける</u>情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>「茨城県北部」・「茨城県南部」</u>で<u>                    </u>発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。<u>（この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。）</u></p>	<p>ウ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して<u>注意が呼びかけられる</u>情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）</u>で<u>気象庁から</u>発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	69	文言の整理 (水戸地方気象台)						
<p><u>【追加】</u></p> <div style="border: 1px solid red; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p><u>オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u></p> <table border="1" data-bbox="958 767 1794 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 767 1155 799">種 類</th> <th data-bbox="1155 767 1794 799">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 799 1155 1270"> <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u> </td> <td data-bbox="1155 799 1794 1270">                     大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                      ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。                      ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                      ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                      ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1270 1155 1458"> <u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u> </td> <td data-bbox="1155 1270 1794 1458">                     短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	69	用語の追加 (水戸地方気象台)
種 類	概 要								
<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。								
<u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。								

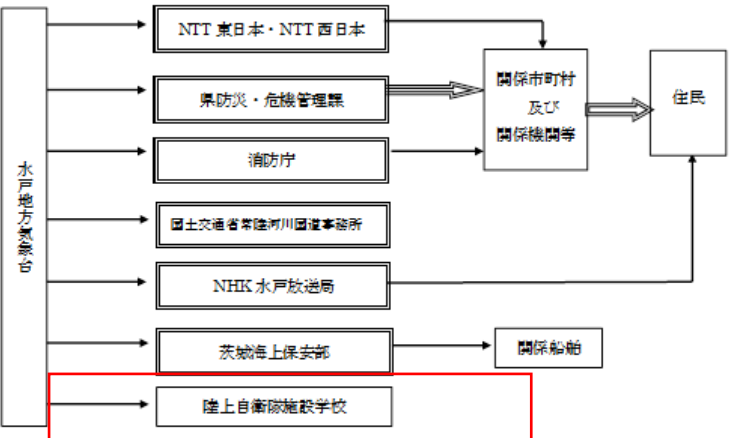
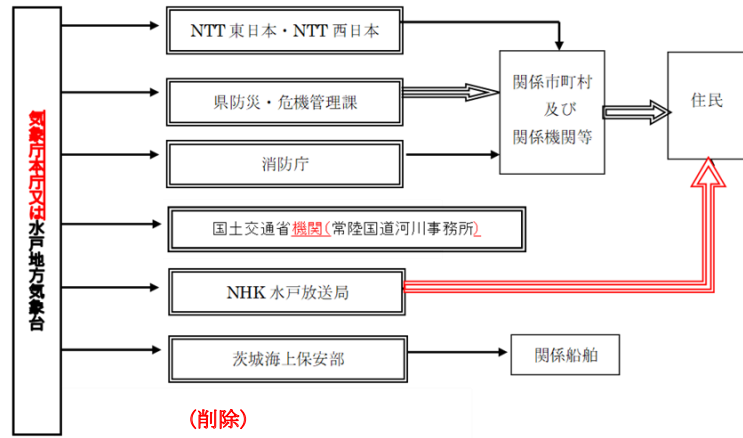


地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<div style="border: 2px solid red; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p>		
	<p><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		
	<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>		
	<p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>		



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(3) <u>東</u>日本電信電話株式会社（NTT東日本_____）関係</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報 1 国が管理する河川の洪水予報 水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木_____事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。また、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下</p>	<p>3 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、<u>気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(3) __日本電信電話株式会社（NTT東日本<u>又はNTT西日本</u>）関係</p> <p>第2 洪水予報河川の洪水予報 1 国が管理する河川の洪水予報 水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木<u>・工事</u>事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。また、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下</p>	<p>70</p> <p>72</p> <p>73</p>	<p>伝達図の修正 （水戸地方気象台）</p> <p>組織名称の変更 （水戸地方気象台）</p> <p>文言の整理 （河川課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																														
<p>記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木_____事務所を通じて関係市町村に伝達するのとする。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p>	<p>記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木・<u>工事</u>事務所を通じて関係市町村に伝達するのとする。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p>	74	文言の整理 （河川課）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th colspan="2">担 当 官 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川（上・中・下流部）</td> <td rowspan="3">国土交通省関東地方整備局</td> <td rowspan="3"><u>気象庁予報部</u></td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川（下流部）</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報発表 河川名	担 当 官 署		利根川（上・中・下流部）	国土交通省関東地方整備局	<u>気象庁予報部</u>	江戸川	渡良瀬川（下流部）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th colspan="2">担 当 官 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川（上・中・下流部）</td> <td rowspan="3">国土交通省関東地方整備局</td> <td rowspan="3"><u>気象庁大気海洋部</u></td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬川（下流部）</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報発表 河川名	担 当 官 署		利根川（上・中・下流部）	国土交通省関東地方整備局	<u>気象庁大気海洋部</u>	江戸川	渡良瀬川（下流部）	74	組織改編 （水戸地方気象台）														
洪水予報発表 河川名	担 当 官 署																																
利根川（上・中・下流部）	国土交通省関東地方整備局	<u>気象庁予報部</u>																															
江戸川																																	
渡良瀬川（下流部）																																	
洪水予報発表 河川名	担 当 官 署																																
利根川（上・中・下流部）	国土交通省関東地方整備局	<u>気象庁大気海洋部</u>																															
江戸川																																	
渡良瀬川（下流部）																																	
<p>国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p>	<p>国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p>	74	直轄河川事務所洪水対策計画書と整合を図るため修正 （河川課）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td><u>FAX又は専用電話</u></td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td><u>FAX又は専用電話</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td><u>常陸河川国道事務所</u> 県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="2"><u>専用回線</u></td> </tr> <tr> <td>NHK 水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1</td> <td rowspan="2"><u>インターネット ※2</u></td> </tr> <tr> <td><u>茨城県警察本部</u> <u>茨城放送</u> <u>陸上自衛隊施設学校</u></td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	<u>FAX又は専用電話</u>	関係市町村	<u>FAX又は専用電話</u>	水戸地方気象台	<u>常陸河川国道事務所</u> 県（防災・危機管理課）	<u>専用回線</u>	NHK 水戸放送局	NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1	<u>インターネット ※2</u>	<u>茨城県警察本部</u> <u>茨城放送</u> <u>陸上自衛隊施設学校</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td><u>メール（FAX）又は、専用電話</u></td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td><u>メール（FAX）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水戸地方気象台</td> <td>_____</td> <td rowspan="2"><u>専用回線</u></td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>NHK 水戸放送局</td> <td rowspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td>NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	<u>メール（FAX）又は、専用電話</u>	関係市町村	<u>メール（FAX）</u>	水戸地方気象台	_____	<u>専用回線</u>	県（防災・危機管理課）	NHK 水戸放送局	_____	NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1	74	直轄河川事務所洪水対策計画書と整合を図るため修正 （河川課）
担当官署	伝達先	伝達方法																															
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	<u>FAX又は専用電話</u>																															
	関係市町村	<u>FAX又は専用電話</u>																															
水戸地方気象台	<u>常陸河川国道事務所</u> 県（防災・危機管理課）	<u>専用回線</u>																															
	NHK 水戸放送局																																
	NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1	<u>インターネット ※2</u>																															
	<u>茨城県警察本部</u> <u>茨城放送</u> <u>陸上自衛隊施設学校</u>																																
担当官署	伝達先	伝達方法																															
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	<u>メール（FAX）又は、専用電話</u>																															
	関係市町村	<u>メール（FAX）</u>																															
水戸地方気象台	_____	<u>専用回線</u>																															
	県（防災・危機管理課）																																
	NHK 水戸放送局	_____																															
	NTT 東日本又はNTT 西日本 ※1																																
<p>※1：NTT 東日本又はNTT 西日本への伝達は洪水警報のみ ※2：地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防災・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及び市町村の防災機関や報道機関等に提供している。</p>	<p>※1：NTT 東日本又はNTT 西日本への伝達は洪水警報のみ</p>	74	専用回線廃止 （水戸地方気象台）																														
<p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝 達 先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県土木部</td> <td>土浦土木事務所</td> <td>メール及び</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝 達 先	伝達方法	茨城県土木部	土浦土木事務所	メール及び	<p>利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝 達 先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県土木部</td> <td>土浦土木事務所</td> <td>メール及び</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝 達 先	伝達方法	茨城県土木部	土浦土木事務所	メール及び	74	専用回線廃止 （水戸地方気象台）																		
担当官署	伝 達 先	伝達方法																															
茨城県土木部	土浦土木事務所	メール及び																															
担当官署	伝 達 先	伝達方法																															
茨城県土木部	土浦土木事務所	メール及び																															

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
河川課	霞ヶ浦河川事務所	F A X	河川課	霞ヶ浦河川事務所	F A X		
	茨城県警察本部			茨城県警察本部			
	土浦市			土浦市			
	つくば市			つくば市			
	阿見町			阿見町			
水戸地方気象台	<u>常陸河川国道事務所</u>	専用回線	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	74	専用回線廃止 （水戸地方気象台）
	県（防災・危機管理課）			N H K 水戸放送局			
	N H K 水戸放送局			N T T 東日本又はN T T 西日本 ※1			
	N T T 東日本又はN T T 西日本 ※1			N T T 東日本又はN T T 西日本 ※1			
	<u>茨城県警察本部</u>	<u>インターネット</u> ※2				76	表記の修正 （関東地方整備局）
	<u>茨城放送</u>						
	<u>陸上自衛隊施設学校</u>						
※1：N T T 東日本又はN T T 西日本への伝達は洪水警報のみ ※2： <u>地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及び市町村の防災機関や報道機関等に提供している。</u>			※1：N T T 東日本又はN T T 西日本への伝達は洪水警報のみ				
伝達系統図（例：那珂川、久慈川） 関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ 83- <u>3866</u> FAX 83- <u>3799</u> NTT 048-600-1947 NFAX 048-600- <u>1381</u>			伝達系統図（例：那珂川、久慈川） 関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ 83- <u>3861</u> FAX 83- <u>3798</u> NTT 048-600-1947 NFAX 048-600- <u>1428</u>				

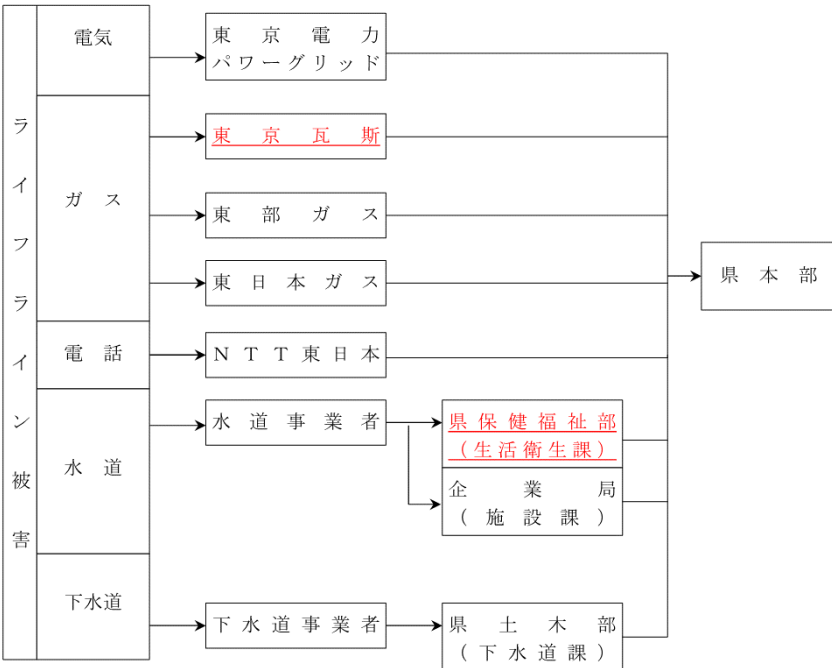
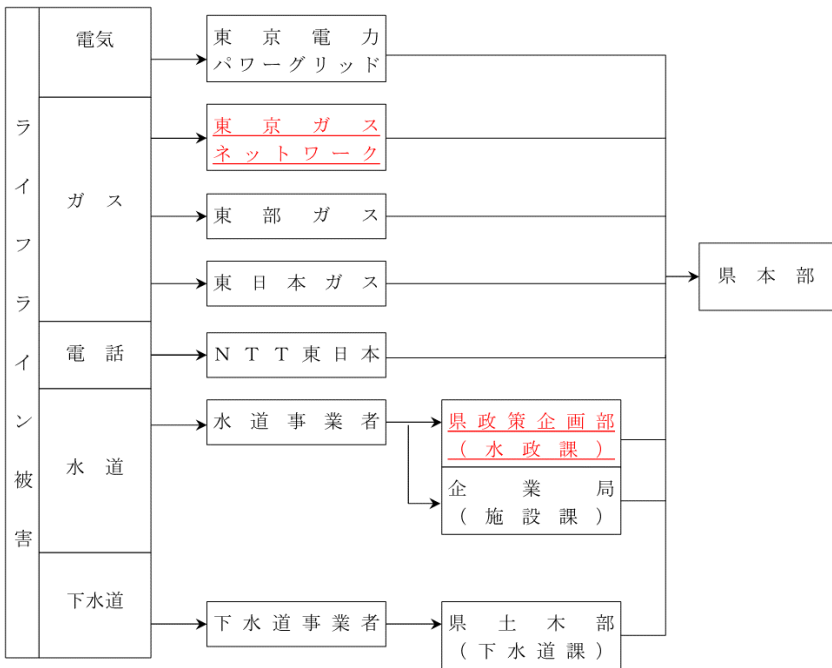
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元												
<p>気象庁予報部 NTT <a href="tel:03-3212-8341">03-3212-8341</a> NFAX <a href="tel:03-3211-4923">03-3211-4923</a></p>	<p>気象庁大気海洋部 NTT <a href="tel:03-6758-3900">03-6758-3900</a> NFAX <a href="tel:03-3434-9103">03-3434-9103</a></p>	76	組織改編 (水戸地方气象台)												
<p>茨城県 河川課 マイクロ <a href="tel:83-765-4490">83-765-4490</a> FAX <a href="tel:83-765-4499">83-765-4499</a> NTT <a href="tel:029-301-1367">029-301-1367</a> NFAX <a href="tel:029-301-4499">029-301-4499</a></p>	<p>茨城県 河川課 マイクロ <a href="tel:83-765-4490">83-765-4490</a> FAX <a href="tel:83-765-4499">83-765-4499</a> NTT <a href="tel:029-301-1367">029-301-1367</a> NFAX <a href="tel:029-301-4499">029-301-4499</a></p>	76	表記の修正 (河川課)												
<p>(新設)</p>	<p>3 指定河川洪水予報の種類、表題と概要</p>														
<div style="border: 2px solid red; height: 400px;"></div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="969 699 1115 735">種類</th> <th data-bbox="1115 699 1305 735">標 題</th> <th data-bbox="1305 699 1787 735">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="969 735 1115 959"></td> <td data-bbox="1115 735 1305 959"> <a href="#">氾濫発生情報</a> </td> <td data-bbox="1305 735 1787 959">                     氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。                      新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 959 1115 1273"> <a href="#">洪水警報</a> </td> <td data-bbox="1115 959 1305 1273"> <a href="#">氾濫危険情報</a> </td> <td data-bbox="1305 959 1787 1273">                     氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき、に発表される。                      いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 1273 1115 1484"></td> <td data-bbox="1115 1273 1305 1484"> <a href="#">氾濫警戒情報</a> </td> <td data-bbox="1305 1273 1787 1484">                     氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の                 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標 題	概 要		<a href="#">氾濫発生情報</a>	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<a href="#">洪水警報</a>	<a href="#">氾濫危険情報</a>	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき、に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		<a href="#">氾濫警戒情報</a>	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の	77	指定河川洪水予報を追加 (水戸地方气象台)
種類	標 題	概 要													
	<a href="#">氾濫発生情報</a>	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。													
<a href="#">洪水警報</a>	<a href="#">氾濫危険情報</a>	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき、に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。													
	<a href="#">氾濫警戒情報</a>	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の													

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後		現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<div style="border: 1px solid red; height: 150px; width: 100%;"></div>		<p><u>上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u>  <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u>  <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></p>		
<p>第3 水位情報周知河川の水位情報等                  2 県（各土木_____事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。</p> <p>第4 土砂災害警戒情報                  大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難<u>勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で<u>土砂災害警戒情報</u>を発表する。<u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（_____）</u>避難が必要とされる警戒レベル4</p>	<p>洪水注意報</p>	<p>氾濫注意情報</p> <p><u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u>  <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p> <p>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。</p>	<p>77</p>	<p>文言の整理（河川課）</p>
<p>第4 土砂災害警戒情報                  大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難<u>勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で<u>土砂災害警戒情報</u>を発表する。<u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（_____）</u>避難が必要とされる警戒レベル4</p>		<p>第4 水位情報周知河川の水位情報等                  2 県（各土木・<u>工事</u>事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。</p> <p>第5 土砂災害警戒情報                  大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難<u>指示</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で_____発表する。<u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。</u><u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>77</p>	<p>文言の整理（水戸地方気象台）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>に相当する)。</p> <p>第5 火災気象通報 水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 (4) 通報文の構成 ウ 見出し、対象地域・要素・期間及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務等</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達 2 被害情報・措置情報の収集・伝達 (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）</p> 	<p>第6 火災気象通報 <u>消防法第22条第1項の規定に基づき</u>、水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 (4) 通報文の構成 ウ 見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）</p> <p>第7 異常現象発見者の通報義務等</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達 2 被害情報・措置情報の収集・伝達 (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）</p> 	<p>77</p> <p>78</p> <p>84</p>	<p>文言の整理 (水戸地方気象台)</p> <p>番号の整理</p> <p>会社の分社化 (東京ガスネットワーク株式会社) 組織改編 (水政課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第5節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>ウ 頼信の手続</p> <p>(イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、<u>  </u>文字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。</p> <p>(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。</p> <p>(3) 放送の利用</p> <p>ア 放送の要請</p> <p>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備<u>又は</u>無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。</p> <p>(7) アマチュア無線ボランティアの活用</p> <p><u>1)</u> 受入れ体制の確保</p> <p>防災・危機管理課は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。</p> <p><u>2)</u> 「受入れ窓口」の運営</p> <p>防災・危機管理課が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p><u>①</u> ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣</p> <p><u>②</u> 県及び市町村担当窓口との連絡調整</p> <p><u>③</u> その他</p> <p><u>3)</u> アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力</p> <p>県及び市町村は、災害発生後ボランティア「担当窓口」（防災・危機管理課）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置</p>	<p>第5節 通信</p> <p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>(2) 非常通信の利用</p> <p>ウ 頼信の手続</p> <p>(イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、<u>  </u>文字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。</p> <p>(エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。</p> <p>(3) 放送の利用</p> <p>ア 放送の要請</p> <p>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備<u>若しくは</u>無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。</p> <p>(7) アマチュア無線ボランティアの活用</p> <p><u>ア</u> 受入れ体制の確保</p> <p>防災・危機管理課は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。</p> <p><u>イ</u> 「受入れ窓口」の運営</p> <p>防災・危機管理課が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p><u>(ア)</u> ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣</p> <p><u>(イ)</u> 県及び市町村担当窓口との連絡調整</p> <p><u>(ウ)</u> その他</p> <p><u>ウ</u> アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力</p> <p>県及び市町村は、災害発生後ボランティア「担当窓口」（防災・危機管理課）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置</p>	<p>92</p> <p>94</p>	<p>文言の整理 （県警通信指令課）</p> <p>文言の整理 （県警通信指令課）</p>



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>し、県・市町村内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。</p> <p><u>4)</u> アマチュア無線ボランティアの活動内容</p> <p><u>①</u> 非常通信</p> <p><u>②</u> その他の情報収集活動</p> <p>第6節 広報</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 広域災害広報</p> <p>ケ 避難の指示・<u>勧告・準備</u>情報等</p> <p>(2) 地域災害広報</p> <p>カ 避難の指示・<u>勧告・準備</u>情報等</p> <p>第8節 水防</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）</p> <p>カ 水防時における適切な水防活動の実施</p> <p>(セ) 水防てん末報告書の提出</p> <p><u>②</u> 水防計画を<u>樹立</u>すること</p> <p>(2) 県の責任（水防法第3条の6）</p> <p>ケ 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材を整備<u>補助</u>すること</p>	<p>し、県・市町村内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供、<u>広</u>報活動等を行う。</p> <p><u>エ</u> アマチュア無線ボランティアの活動内容</p> <p><u>(ア)</u> 非常通信</p> <p><u>(イ)</u> その他の情報収集活動</p> <p>第6節 広報</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 広域災害広報</p> <p>ケ 避難の指示・<u>高齢者等避難の</u>情報等</p> <p>(2) 地域災害広報</p> <p>カ 避難の指示・<u>高齢者等避難の</u>情報等</p> <p>第8節 水防</p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）</p> <p>カ 水防時における適切な水防活動の実施</p> <p>(セ) 水防てん末報告書の提出</p> <p><u>②</u> 水防計画を<u>定める</u>こと</p> <p>(2) 県の責任（水防法第3条の6）</p> <p>ケ 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材を整備<u>する</u>こと</p>	<p>95</p> <p>102</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>水防法や水防計画と整合を図るため修正 （河川課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 県の水防組織 水防本部 (水防本部組織)</p> <p>注1) 土木 _____ 事務所長には、大子工務所長を含む</p>	<p>3 県の水防組織 水防本部 (水防本部組織)</p> <p>注1) 土木・工事事務所長には、大子工務所長を含む</p>	104	茨城県水防計画と整合を図るため (防災・危機管理課)
<p>第9節 災害警備 4 災害警備活動 災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。 (7) 死体<u>の</u>見分及び検視 <u>(9) (新設)</u></p>	<p>第9節 災害警備 4 災害警備活動 災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。 (7) 死体<u>見分</u>及び検視 <u>(9) 感染防止対策</u></p>	104	文言の整理 (河川課)
		105	計画改正 文言の整理 (県警警備課)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																												
<p>第10節 交通計画 3 各機関別実施者 (3) 警察関係機関 エ 緊急通行車両の確認等 様式第4（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">知 事 <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/></p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td style="width: 10%;">住 所</td> <td style="width: 80%;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行径路</td> <td style="width: 30%;">出 発 地</td> <td style="width: 70%;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本工業規格A5とする。</p>	番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			使用者	住 所	( ) 局 番	氏 名		通行日時			通行径路	出 発 地	目 的 地			備 考			<p>第10節 交通計画 3 各機関別実施者 (3) 警察関係機関 エ 緊急通行車両の確認等 様式第4（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">知 事 <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/></p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td style="width: 10%;">住 所</td> <td style="width: 80%;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行径路</td> <td style="width: 30%;">出 発 地</td> <td style="width: 70%;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本工業規格A5とする。</p>	番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			使用者	住 所	( ) 局 番	氏 名		通行日時			通行径路	出 発 地	目 的 地			備 考			<p>110</p>	<p>文言の修正 （鹿島地方事務組合 消防本部）</p>
番号標に表示されている番号																																															
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																															
使用者	住 所	( ) 局 番																																													
	氏 名																																														
通行日時																																															
通行径路	出 発 地	目 的 地																																													
備 考																																															
番号標に表示されている番号																																															
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																															
使用者	住 所	( ) 局 番																																													
	氏 名																																														
通行日時																																															
通行径路	出 発 地	目 的 地																																													
備 考																																															



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 <b>災害発生情報</b>、避難指示（<b>緊急</b>）、<b>避難勧告</b>、<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の内容 避難<b>勧告</b>等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>4 避難措置の周知 避難<b>勧告</b>等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難<b>勧告</b>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難<b>勧告</b>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</p> <p>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難<b>勧告</b>等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「<b>屋内安全確保</b>」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>また、<b>避難勧告</b>、避難指示（<b>緊急</b>）及び<b>災害発生情報</b>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の発令に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう</p>	<p>3 <b>緊急安全確保</b>、避難指示 _____、 _____ 高齢者等避難 _____ の内容 避難<b>指示</b>等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>4 避難措置の周知 避難<b>指示</b>等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする</p> <p>(1) 住民への周知徹底 避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難<b>指示</b>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難<b>指示</b>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</p> <p>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難<b>指示</b>等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「<b>緊急安全確保</b>」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>また、 _____ 避難指示 _____ 及び<b>緊急安全確保</b>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における _____ 高齢者等避難 _____ の発令に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう</p>	<p>114</p>	<p>(防災・危機管理課)</p> <p>法改正 (防災・危機管理課)</p>





地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>達を要請し、必要量を確保する。</p> <p>ウ 市町村長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は農林水産省 <b>政策統括官</b> に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。</p>	<p>を要請し、必要量を確保する。</p> <p>ウ 市町村長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は農林水産省 <b>農産局長</b> に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。</p>	119	組織改編 (産地振興課)
<p>第15節 医療・助産 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 (7) DWATの派遣 県に対して _____ 被災市町村から DWAT の派遣要請があった場合に、 _____</p>	<p>第15節 医療・助産 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 (7) DWATの派遣 県に対して <b>県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県</b> から DWAT の派遣要請があった場合に、 <b>避難所の高齢者、障</b></p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元								
<p>災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWATの派遣要請を行う。</p> <p>第18節 防疫 5 情報収集・報告 情報収集に当っては、迅速かつ的確を期し、保健所長は、早急に次の事項を<u>県保健福祉部</u>に報告する。</p> <p>第22節 輸送 1 陸上輸送計画 (1) 本計画により実施する輸送は次に掲げるものを対象とする。 ア 応急措置を実施するために必要な人員及び資機材 イ り災者並びに救助用<u>物質</u>及び飲料水</p> <p>第23節 労務計画 1 労働者の確保については、産業戦略部が関係機関等の協力により、万全を期するものとする。 2 産業戦略部長は<u>保健福祉部長</u>から必要労働者数についての要請を受けたときは、労働政策課長から労働者の充足について迅速なる方策の樹立を求める。 3 労働政策課長は、出動要請のあった場所及び人員に基づき、茨城労働局に労働者の充足を要請する。 4 あっせんされた労働者の指揮は<u>保健福祉部</u>救助班長又は市町村の救助担当班長が行う。</p> <p>第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 第5 災害派遣の活動範囲 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p>	<p><u>害者等の生活機能の低下の防止等のため</u>、災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWATの派遣要請を行う。</p> <p>第18節 防疫 5 情報収集・報告 情報収集に当っては、迅速かつ的確を期し、保健所長は、早急に次の事項を<u>県保健医療部長</u>に報告する。</p> <p>第22節 輸送 1 陸上輸送計画 (1) 本計画により実施する輸送は次に掲げるものを対象とする。 ア 応急措置を実施するために必要な人員及び資機材 イ り災者並びに救助用<u>物資</u>及び飲料水</p> <p>第23節 労務計画 1 労働者の確保については、産業戦略部が関係機関等の協力により、万全を期するものとする。 2 産業戦略部長は<u>福祉部長</u>から必要労働者数についての要請を受けたときは、労働政策課長から労働者の充足について迅速なる方策の樹立を求める。 3 労働政策課長は、出動要請のあった場所及び人員に基づき、茨城労働局に労働者の充足を要請する。 4 あっせんされた労働者の指揮は<u>福祉部</u>救助班長又は市町村の救助担当班長が行う。</p> <p>第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 第5 災害派遣の活動範囲 自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。</p>	<p>125</p> <p>129</p> <p>134</p> <p>136</p>	<p>防災基本計画修正との整合を図るため（福祉指導課）</p> <p>組織改編（保健政策課）</p> <p>誤字修正（関東運輸局）</p> <p>組織改編（保健政策課）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="87 1300 378 1337">項目</th> <th data-bbox="378 1300 929 1337">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="87 1345 378 1382"><u>炊飯</u>及び給水</td> <td data-bbox="378 1345 929 1382">被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 1300 1249 1337">項目</th> <th data-bbox="1249 1300 1796 1337">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 1345 1249 1382"><u>給食</u>及び給水</td> <td data-bbox="1249 1345 1796 1382">被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。		
項目	内容										
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。										
項目	内容										
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。										

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第3章 災害復旧計画 第1節 公共施設の災害復旧 第2 復旧事業の方針 6 公共土木施設災害復旧（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園）の取扱い手続は次のとおりである。 (1) 公共事業について</p> <p>※災害発生後、直ちに概況を報告する</p> <p>よび県百二十万円以上市町村六十万円以上お</p> <p>費用との合併施行設計変更または他の</p> <p>(災害発生を含めて三カ年)</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第1 農林漁業復旧資金 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資 (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。 カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合 _____ 又は金融機関</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） (1) 償還期限 &lt;主務大臣指定施設&gt; _____ 15年（据置3年を含む。）以内</p>	<p>第3章 災害復旧計画 第1節 公共施設の災害復旧 第2 復旧事業の方針 6 公共土木施設災害復旧（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園）の取扱い手続は次のとおりである。 (1) 公共事業について</p> <p>※災害発生後、直ちに概況を報告する</p> <p>よび県百二十万円以上市町村六十万円以上お</p> <p>費用との合併施行設計変更または他の</p> <p>(災害発生を含めて三カ年)</p> <p>第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第1 農林漁業復旧資金 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資 (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。 カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、<u>漁業協同組合</u> 又は金融機関</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） (1) 償還期限 &lt;主務大臣指定施設&gt; <u>果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内</u> <u>その他</u> 15年（据置3年を含む。）以内</p>	<p>143</p> <p>163</p> <p>169</p>	<p>防災基本計画との整合を図るため（防災・危機管理課）</p> <p>表現の見直し（河川課）</p> <p>貸付機関名の追加（農業経営課、漁政課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(3) 貸付限度額                      &lt;主務大臣指定施設&gt;                      貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船_____1,000万円_____）のいずれか低い額</p> <p>(5) その他 _____農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に<u>申し込む。</u></p> <p>第4 生活福祉資金  <u>県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。</u>  <u>なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。</u></p>	<p>(3) 貸付限度額                      &lt;主務大臣指定施設&gt;                      貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船 <u>20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円</u>）のいずれか低い額</p> <p>(5) その他 <u>日本政策金融公庫のほか、</u>農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等<u>で申し込み可能</u>  <u>市町村長が発行する「り災証明書」が必要</u></p> <p>第4 生活福祉資金                      _____                      _____                      _____                      _____                      _____                      _____                      _____                      _____                      _____  <u>地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。</u></p>	<p>170</p> <p>171</p> <p>172</p>	<p>記載事項追加                      （農業経営課）</p> <p>津波災害対策計画編                      と整合を図るため                      （茨城県社会福祉協議会）</p> <p>津波災害対策計画編</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																																																																																																																																																							
生活福祉資金資金種類等一覧		(削除)		173	と整合を図るため (茨城県社会福祉協 議会)																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金種類</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="4">対象条件</th> <th colspan="3">額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>所得</th> <th>資産</th> <th>その他</th> <th>上限額</th> <th>回数</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合支援費</td> <td>生活支援費</td> <td>20歳未満の子供</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>20万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>住宅支援費</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>40万円</td> <td>6回</td> <td>10年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>一般生活支援費</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>60万円</td> <td>6回</td> <td>10年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">福祉費</td> <td rowspan="15">福祉費</td> <td>上乗せ給付金</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>4,000円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>生活保護費</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">緊急生活費</td> <td>緊急生活費</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅支援費</td> <td>住宅支援費</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>40万円</td> <td>6回</td> <td>10年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>住宅支援費</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>60万円</td> <td>6回</td> <td>10年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不払金</td> <td>不払金</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> <tr> <td>不払金</td> <td>被災者</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>10万円</td> <td>1回</td> <td>1年</td> <td>被災者 あり</td> </tr> </tbody> </table>		資金種類	対象者	対象条件				額			備考	年齢	所得	資産	その他	上限額	回数	期間	総合支援費	生活支援費	20歳未満の子供	●	●	●	20万円	1回	1年	被災者 あり	住宅支援費	被災者	●	●	●	40万円	6回	10年	被災者 あり	一般生活支援費	被災者	●	●	●	60万円	6回	10年	被災者 あり	福祉費	福祉費	上乗せ給付金	●	●	●	4,000円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	緊急生活費	緊急生活費	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	住宅支援費	住宅支援費	被災者	●	●	●	40万円	6回	10年	被災者 あり	住宅支援費	被災者	●	●	●	60万円	6回	10年	被災者 あり	不払金	不払金	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	不払金	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり	<p>第6 義援金の募集及び配分</p> <p>1 義援金の募集及び受付</p> <p>県(福祉部)、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。</p>		<p>第6 義援金の募集及び配分</p> <p>1 義援金の募集及び受付</p> <p>県(福祉部)、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。</p>	
資金種類	対象者			対象条件				額				備考																																																																																																																																																																																																																
		年齢	所得	資産	その他	上限額	回数	期間																																																																																																																																																																																																																				
総合支援費	生活支援費	20歳未満の子供	●	●	●	20万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
	住宅支援費	被災者	●	●	●	40万円	6回	10年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
	一般生活支援費	被災者	●	●	●	60万円	6回	10年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
福祉費	福祉費	上乗せ給付金	●	●	●	4,000円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
		生活保護費	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
緊急生活費	緊急生活費	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
住宅支援費	住宅支援費	被災者	●	●	●	40万円	6回	10年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
	住宅支援費	被災者	●	●	●	60万円	6回	10年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
不払金	不払金	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			
	不払金	被災者	●	●	●	10万円	1回	1年	被災者 あり																																																																																																																																																																																																																			





地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 2 沿岸の監視及び住民への避難勧告等 〔市町村〕 流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。 流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するものとする。 また、市町村長（市町村長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の<u>勧告又は指示</u>を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <p>6 航行船舶等の安全確保 〔海上保安部〕 船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し又は禁止するとともに、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、<u>無線等</u>を通じ船舶への情報提供を行うものとする。</p> <p>8 義援金品の受入れ 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村、日赤茨城県支部〕</p> <p>9 油回収作業従事者の健康確認 〔県（<u>保健福祉部</u>）、市町村〕</p>	<p>第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 2 沿岸の監視及び住民への避難<u>指示</u>等 〔市町村〕 流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。 流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するものとする。 また、市町村長（市町村長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の<u>指示</u>を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <p>6 航行船舶等の安全確保 〔海上保安部〕 船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し又は禁止するとともに、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、<u>関係機関</u>を通じ船舶への情報提供を行うものとする。</p> <p>8 義援金品の受入れ 〔県（防災・危機管理部、<u>福祉部</u>）、市町村、日赤茨城県支部〕</p> <p>9 油回収作業従事者の健康確認 〔県（<u>保健医療部</u>）、市町村〕</p>	<p>196</p> <p>198</p> <p>198</p>	<p>（防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>文言の整理 （茨城海上保安部）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p>
<p>第5節 緊急輸送の確保 〔海上保安部〕 緊急輸送を円滑に行うため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の<u>整理</u>、指導を行うものとする。 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>監視</u>カメラ、</p>	<p>第5節 緊急輸送の確保 〔海上保安部〕 緊急輸送を円滑に行うため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の<u>整とん</u>、指導を行うものとする。 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、</p>	<p>199</p>	<p>文言の整理 （茨城海上保安部） 文言の修正 （県警交通規制課） （県警生活安全総務</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元								
<p>車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との<u>応援協定等に基づき</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第7節 応援の要請 2 応援要請・受入態勢 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村、消防本部〕</p> <p>4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況 本県には、<u>公共用ヘリポートが1か所（つくば）</u>、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧絵の備え 3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え (3) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村、日赤茨城県支部、病院、各医療関係団体〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 〔警戒体制時の配備人員〕 抜粋</p> <table border="1" data-bbox="87 1343 931 1460"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td>厚生総務課 2 福祉指導課 2</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健福祉部</u>	厚生総務課 2 福祉指導課 2	<p>車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等<u>に</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第7節 応援の要請 2 応援要請・受入態勢 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村、消防本部〕</p> <p>4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況 本県には、<u>公共用ヘリポートが1か所（つくば）</u>、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧絵の備え 3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え (3) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村、日赤茨城県支部、病院、各医療関係団体〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 〔警戒体制時の配備人員〕 抜粋</p> <table border="1" data-bbox="958 1343 1803 1460"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療部</u></td> <td>保健政策課 2 医療政策課 2</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健医療部</u>	保健政策課 2 医療政策課 2	<p>199</p> <p>201</p> <p>204</p> <p>208</p>	<p>課)</p> <p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>公共用ヘリポートの供用を廃止したため (空港対策課)</p> <p>組織改編 (防災・危機管理課)</p> <p>組織改編 (医療政策課) (防災・危機管理課)</p>
部局名	配備人員										
<u>保健福祉部</u>	厚生総務課 2 福祉指導課 2										
部局名	配備人員										
<u>保健医療部</u>	保健政策課 2 医療政策課 2										

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
	医療対策課 2	福祉部	福祉政策課 2		
<p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>4 医療活動</p> <p>〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 <u>避難勧告</u>、避難指示（<u>緊急</u>）、誘導</p> <p>〔第三管区海上保安本部、県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難勧告</u>、避難指示（<u>緊急</u>）、誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕</p> <p>現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との<u>応援協定等に基づき</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（総務部）、市町村〕</p> <p>航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この</p>		<p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>4 医療活動</p> <p>〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 <u>避難指示</u>、誘導</p> <p>〔第三管区海上保安本部、県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難<u>指示</u>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難指示</u>、誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保</p> <p>〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕</p> <p>現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等<u>に</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動</p> <p>〔県（総務部）、市町村〕</p> <p>航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この</p>		212	組織改編 (防災・危機管理課)
				212	法改正 (防災・危機管理課)
				212	文言の修正 (県警交通規制課) (県警生活安全総務課)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>避難指示 <u>（緊急）、避難勧告</u> 及び避難先の指示</li> <li>旅客及び乗務員の氏名・住所</li> <li>地域住民等への協力依頼</li> <li>その他必要な事項</li> </ul> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健福祉部</u>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕</p> <p>5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療関係団体〕</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>整備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定 H9. 7. 2 締結」の推進を図るとともに</u>、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>7 災害復旧への備え 〔鉄道事業者〕</p>	<p>際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>避難指示 _____ 及び避難先の指示</li> <li>旅客及び乗務員の氏名・住所</li> <li>地域住民等への協力依頼</li> <li>その他必要な事項</li> </ul> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健医療部</u>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕</p> <p>5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療関係団体〕</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>必要に応じて整備業者等 _____ に交通誘導の実施等を要請するとともに</u>、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>7 災害復旧への備え 〔鉄道事業者〕</p>	<p>213</p> <p>213</p> <p>219</p> <p>219</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>文言の整理 （県警生活安全総務課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。</p>		<p>円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。<u>また、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p>		220	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)
<p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。 (連絡先一覧) 抜粋</p>		<p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。 (連絡先一覧) 抜粋</p>			
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先		
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	<u>運輸部 運輸部長</u>	222	組織改編 (鹿島臨海鉄道株式会社)
	夜間	同上	同上		誤字修正 (鹿島臨海鉄道株式会社)
	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC <u>指令</u> (もしくは当直助役)		
関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先		
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	<u>運輸事業部 運輸事業部長</u>	222	組織改編 (鹿島臨海鉄道株式会社)
	夜間	同上	同上		誤字修正 (鹿島臨海鉄道株式会社)
	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC <u>司令</u> (もしくは当直助役)		
<p>第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕 抜粋</p>		<p>第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕 抜粋</p>			
部局名	配備人員				
<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u>	2		223	組織改編 (医療政策課)
	<u>福祉指導課</u>	2			(防災・危機管理課)
	<u>医療対策課</u>	2			
	(薬務課)	(2)			
	(生活衛生課)	(2)			
部局名	配備人員				
<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u>	2			
	<u>医療政策課</u>	2			
	(薬務課)	(2)			
	(生活衛生課)	(2)			
<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u>	<u>2</u>			
第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動		第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動			

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<b>保健福祉部</b>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p>	<p>3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<b>保健医療部</b>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p>	226	組織改編 （防災・危機管理課）
<p>第4節 <b>避難勧告</b>、避難指示（<b>緊急</b>）、誘導 〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う<b>避難勧告</b>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<b>避難勧告</b>、避難指示（<b>緊急</b>）、誘導」に準じて実施するものとする。</p>	<p>第4節 _____ 避難指示 _____、誘導 〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う<b>避難指示</b>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「_____ 避難指示 _____、誘導」に準じて実施するものとする。</p>	226	法改正 （防災・危機管理課）
<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との<b>応援協定等に基づき</b>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>	<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<b>流</b>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等<b>に</b>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>	226	文言の修正 （県警交通規制課） （県警生活安全総務課）
<p>第7節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<b>保健福祉部</b>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕</p>	<p>第7節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<b>保健医療部</b>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕</p>	227	組織改編 （防災・危機管理課）
<p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療資機材等への備え 〔県（<b>保健福祉部</b>）・日赤茨城県支部〕</p>	<p>6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療資機材等への備え 〔県（<b>保健医療部</b>）・日赤茨城県支部〕</p>	232	組織改編 （防災・危機管理課）



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元												
<p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部・警察本部）・市町村・道路管理者〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者<u>の</u>協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕抜粋</p> <table border="1" data-bbox="87 732 931 1019"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td><u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)	_____	_____	<p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部・警察本部）・市町村・道路管理者〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者<u>等</u>の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕抜粋</p> <table border="1" data-bbox="958 732 1803 983"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療部</u></td> <td><u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td><u>福祉政策課</u> <u>2</u></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)	<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>	232	文言の整理 (県警生活安全総務課)
部局名	配備人員														
<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)														
_____	_____														
部局名	配備人員														
<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)														
<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>														
<p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 〔県（警察本部）〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>監視</u>カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等<u>との</u></p>	<p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 〔県（警察本部）〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等<u>に、交</u></p>	236	組織改編 (医療政策課) (防災・危機管理課)												
		239	組織改編 (防災・危機管理課)												
		239	文言の整理 (県警交通規制課) (県警生活安全総務課)												

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>応援協定等に基づき</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・避難指示（緊急）、避難勧告及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健福祉部</u>）、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(1) 保安体制の確立 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村〕</p> <p>(2) 保安教育の実施 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村〕</p>	<p>通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要</li> <li>・<u>避難指示</u>及び避難先の指示</li> <li>・地域住民等への協力依頼</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健医療部</u>）、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部</p> <p>7 危険物等災害対策計画</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）</p> <p>1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>(1) 保安体制の確立 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村〕</p> <p>(2) 保安教育の実施 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>2 災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(7) 避難収容活動体制の整備 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村〕</p>	<p>240</p> <p>241</p> <p>242</p> <p>244</p>	<p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																
<p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、土木部、警察本部）、市町村等防災関係機関及び事業者〕</p> <p><b>3 防災知識の普及、住民の訓練</b> 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化 (1) 登録施設に対する指導 〔県（<u>保健福祉部</u>）〕 (2) 登録外施設に対する指導 〔県（<u>保健福祉部</u>）〕</p> <p>第5節 放射線使用施設等の予防対策 <b>3 医療監視の実施</b> 〔県（<u>保健福祉部</u>）〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td><u>廃棄物対策課</u> <u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td><u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策</p>	部局名	配備人員	県民生活環境部	<u>廃棄物対策課</u> <u>2</u>	<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2)	_____	_____	<p>(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、土木部、警察本部）、市町村等防災関係機関及び事業者〕</p> <p><b>3 防災知識の普及、住民の訓練</b> 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化 (1) 登録施設に対する指導 〔県（<u>保健医療部</u>）〕 (2) 登録外施設に対する指導 〔県（<u>保健医療部</u>）〕</p> <p>第5節 放射線使用施設等の予防対策 <b>3 医療監視の実施</b> 〔県（<u>保健医療部</u>）〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td><u>廃棄物規制課</u> <u>1</u> <u>資源循環推進課</u> <u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健医療部</u></td> <td><u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2)</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td><u>福祉政策課</u> <u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策</p>	部局名	配備人員	県民生活環境部	<u>廃棄物規制課</u> <u>1</u> <u>資源循環推進課</u> <u>1</u>	<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2)	<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>	<p>245</p> <p>248</p> <p>250</p> <p>255</p>	<p>（防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （廃棄物規制課、資源循環推進課） （医療政策課） （防災・危機管理課）</p>
部局名	配備人員																		
県民生活環境部	<u>廃棄物対策課</u> <u>2</u>																		
<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2 (薬務課) (2)																		
_____	_____																		
部局名	配備人員																		
県民生活環境部	<u>廃棄物規制課</u> <u>1</u> <u>資源循環推進課</u> <u>1</u>																		
<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2 (薬務課) (2)																		
<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>																		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(2) ガス爆発対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）〕</p> <p>第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 1 漏洩事故 〔河川管理者及び河川以外の水路等の管理者〕 河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。 河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>）〕</p> <p>第8節 避難誘導対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>）〕</p> <p>第11節 医療救護対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健福祉部</a>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第12節 緊急輸送の確保 各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については以下のとおりとする。 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>	<p>(2) ガス爆発対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）〕</p> <p>第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 1 漏洩事故 〔河川管理者及び河川以外の水路等の管理者〕 河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。 河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）〕</p> <p>第8節 避難誘導対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>）〕</p> <p>第11節 医療救護対策 〔県（防災・危機管理部、<a href="#">保健医療部</a>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第12節 緊急輸送の確保 各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については以下のとおりとする。 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p>	<p>265</p> <p>266</p> <p>268</p> <p>269</p> <p>269</p>	<p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （保健政策課） （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>文言の整理 （県警交通規制課） （県警生活安全総務課）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元												
<p>8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>）、消防機関、日赤茨城県支部、各医療関係団体〕</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>警備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定 H9. 7. 2 締結」の推進を図る</u>とともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p>	<p>8 大規模な火事災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え (2) 医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>）、消防機関、日赤茨城県支部、各医療関係団体〕</p> <p>4 緊急輸送活動への備え 〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕 信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要請する</u>とともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p>	273	組織改編 （防災・危機管理課）												
<table border="1" data-bbox="87 1109 929 1321"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td><u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2	_____	_____	<table border="1" data-bbox="958 1109 1803 1321"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療部</u></td> <td><u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td><u>福祉政策課</u> <u>2</u></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	配備人員	<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2	<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>	276	組織改編 （医療政策課） （防災・危機管理課）
部局名	配備人員														
<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2														
_____	_____														
部局名	配備人員														
<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2														
<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> <u>2</u>														
<p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨</p>	<p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 3 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨</p>	279	組織改編 （防災・危機管理課）												

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>城県支部、病院、医療ボランティア等]</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通__監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備<u>会社等との応援協定等に基づき</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第5節 避難の受入れ 発災時において、市町村等が行う避難<u>勧告</u>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難勧告</u>、避難指示（<u>緊急</u>）、誘導」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難の指示、<u>勧告</u>及び避難先の指示 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項</p>	<p>城県支部、病院、医療ボランティア等]</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備<u>業者等に</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第5節 避難の受入れ 発災時において、市町村等が行う避難<u>指示</u>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>_____</u>避難指示<u>_____</u>、誘導」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難の指示<u>_____</u>及び避難先の指示 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項</p>	<p>279</p> <p>280</p> <p>281</p>	<p>文言の整理 （県警交通規制課） （県警生活安全総務課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p>



地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																
<p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健福祉部</u>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部</p> <p>9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 救助・救急、医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、警察本部）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td><u>廃棄物対策課</u> 2</td> </tr> <tr> <td><u>保健福祉部</u></td> <td><u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 2 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保 1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通__監視カメラ、</p>	部局名	配備人員	県民生活環境部	<u>廃棄物対策課</u> 2	<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2	_____	_____	<p>第8節 防疫及び遺体の処理 〔県（県民生活環境部、<u>保健医療部</u>、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕</p> <p>9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 救助・救急、医療活動への備え 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、警察本部）、市町村等防災関係機関〕</p> <p>第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 〔警戒体制時の配備人員〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民生活環境部</td> <td><u>廃棄物規制課</u> 1 <u>資源循環推進課</u> 1</td> </tr> <tr> <td><u>保健医療部</u></td> <td><u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td><u>福祉政策課</u> 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 2 医療活動 〔県（防災・危機管理部、<u>保健医療部</u>、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通<u>流</u>監視カメラ、</p>	部局名	配備人員	県民生活環境部	<u>廃棄物規制課</u> 1 <u>資源循環推進課</u> 1	<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2	<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> 2	<p>281</p> <p>284</p> <p>287</p> <p>290</p> <p>291</p>	<p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （廃棄物規制課、資源循環推進課） （医療政策課） （防災・危機管理課）</p> <p>組織改編 （防災・危機管理課）</p> <p>文言の整理 （県警交通規制課）</p>
部局名	配備人員																		
県民生活環境部	<u>廃棄物対策課</u> 2																		
<u>保健福祉部</u>	<u>厚生総務課</u> 2 <u>福祉指導課</u> 2 <u>医療対策課</u> 2																		
_____	_____																		
部局名	配備人員																		
県民生活環境部	<u>廃棄物規制課</u> 1 <u>資源循環推進課</u> 1																		
<u>保健医療部</u>	<u>保健政策課</u> 2 <u>医療政策課</u> 2																		
<u>福祉部</u>	<u>福祉政策課</u> 2																		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備<u>会社等との応援協定等に基づき</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第5節 避難の受入れ 〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕 林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市町村等が行う避難<u>勧告</u>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>避難勧告、避難指示（緊急）、誘導</u>」に準じて実施するものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難指示（<u>緊急、勧告</u>）及び避難先の指示 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項</p>	<p>車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備<u>業者等に</u>、交通誘導の実施等を要請するものとする。 交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第5節 避難の受入れ 〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕 林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市町村等が行う避難<u>指示</u>等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「<u>                    </u>避難指示<u>                    </u>、誘導」に準じて実施するものとする。</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕 林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難指示<u>                    </u>及び避難先の指示 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項</p>	<p>291</p> <p>292</p>	<p>（県警生活安全総務課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p> <p>法改正 （防災・危機管理課）</p>